

電気給湯機の音 悩むご近所

「エコキュート」の相談増加

家庭用の電気給湯機「エコキュート」をめぐる、「運転音で眠れない」といった、自治体への相談が増えている。設置の際には、隣家への影響を十分に考慮するなどの注意が必要だ。

不眠・吐き気…訴訟も

エコキュートは、大気中の熱を集めて使う「ヒートポンプ」で湯を沸かす電気給湯機の愛称。原理はエアコンと同じで、熱を冷媒（二酸化炭素）に取り込み、圧縮して高温化する仕組みだ。施設は野外に設置され、割安な夜間電力を使い、昼間に使う湯を夜に沸かしてためる。同じ電力でも、ヒーターで沸かす電気温水器とは別物だ。

業界団体の日本冷凍空調工業会によると、2001年から販売が開始された。会員では大手家電メーカーなど9社が製造し、出荷台数は累計で約500万台。省エネ性能に優れているとして、経済産業省が10年度まで補助金を出して普及を後押しした。

埼玉県60代の夫妻は昨年1月の夜中、1階の居間で、「ゴーン」と圧迫されるような低い音が響くのに気づいた。調べると自宅から約2キロ離れた隣の店舗の冷凍庫などから発生している。苦情は以前からあり、環境省は04年、苦情の原因が低周波音かどうかを判断する目安の「参照値」を設けた。

原告側の代理人の井坂和広弁護士によると、エコキュート

トの運転音が原因で訴訟や民事調停に至った例は、自身が関わったものだけで9件あるという。

国の消費者安全調査委員会（消費者事故調）は14年、ある群馬県の住民が訴えたケースについて調査結果を発表した。エコキュートには圧縮機や送風機が搭載され、稼働時に運転音が発生し、その中には周波数の低い低周波音も含まれる。事故調は、隣家のエコキュートの運転音や低周波音が不眠や頭痛などに関係している可能性を指摘した。

日本冷凍空調工業会は「音と健康被害との因果関係はよく分かっていない」との立場だ。一方、夜間に音が出るとして11年に隣家の寝室のそばでの設置を避けるなどの注意点を図示したガイドブックを発行。消費者事故調の報告後には、「近隣に配慮を」と呼びかけるチラシを施工業者らに配布している。

年約40件あり、14年約60件、15年約90件と増えた。

自治体は、住民の相談に乗るよう消費者庁から求められているが、「規制の基準ははっきりしない」「住民の問題には不介入」などとして、二の足を踏む自治体が目立つ。

一方、神奈川県藤沢市は、相談があれば運転音を測り、設置者や業者との話し合いの場を取り持つ。「自治体が入ることでは解決の糸口をつかめる可能性がある」と担当者は言う。

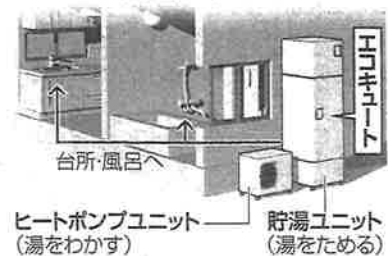
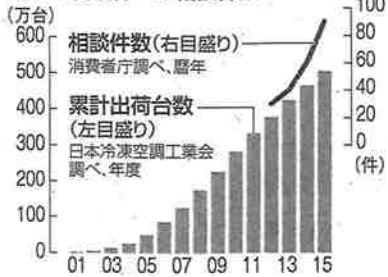
消費者事故調によると、同じように屋外に置かれ、「エネファーム」と「エコウィル」の愛称で知られるガスを使った2種類の家庭用の発電・給湯機器でも、被害相談が発生。消費者事故調は昨年11月、運転音と症状との関連を調べることを発表している。（天野剛志）

自治体、介入に二の足

低周波音は、工場の機械や店舗の冷凍庫なども発生源となる。苦情は以前からあり、環境省は04年、苦情の原因が低周波音かどうかを判断する目安の「参照値」を設けた。

しかし前述の群馬県のケースで観測された値は、この参照値を下回っていた。同省は、消費者事故調の要請を受け、参照値以下でも慎重な判断が必要な場合があることを自治体に再通知した。エコキュートの問題に詳しい東京大の清水亮・准教授（社会学）は「参照値は文字どおり参照の値。それ以下で被害が生じないという使い方は誤りだ」と指摘する。日本弁護士連合会は参照値の撤回を求めている。

エコキュートの累計出荷台数と運転音に対する自治体への相談件数



消費者庁によると、自治体の消費生活センターや相談員に寄せられるエコキュートの運転音についての相談は、13